

令和4年度第1回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月25日(月)午後2時から午後3時まで

2 開催場所 利府町役場 2階 第2、3会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会 長	1 番	渡 邊 賢
職 務 代 理	2 番	鈴 木 幸 雄
委 員	3 番	鈴 木 孝 男
委 員	4 番	伊 藤 英 樹
委 員	5 番	郷 家 百合子
委 員	6 番	小 林 寅 雄
委 員	7 番	桂 嶋 賢 一
委 員	8 番	小 幡 康 子
委 員	9 番	阿 部 富 雄
推 進 委 員	10 番	庄 司 安 伸
推 進 委 員	11 番	板 橋 秀 之
推 進 委 員	12 番	鈴 木 政 夫
推 進 委 員	13 番	鈴 木 ハマ子
推 進 委 員	14 番	赤 間 良 一

農業委員会事務局職員

事務局長	高 橋 活 博
事 務 局	島 津 恵 子
	佐 藤 嘉 恭
	大 山 祥 史

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 報告第1号 農地転用許可を伴わない現状変更届について

日程第5 報告第2号 非農地証明願について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

議 長 　ただ今の出席委員は、農業委員 9 名、推進委員 5 名の計 14 名です。

議 長 　日程第 1 会議録署名委員の指名
会議録署名委員の指名を行います。4 番 伊藤 英樹 委員、5 番 郷家 百
合子 委員をお願いします。

議 長 　日程第 2 「議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見
決定について」を議題とします。

議 長 　事務局から 2 ページ番号 1 について内容の説明をお願いします。

事務局 　2 ページ番号 1 の内容は、
本件の申請地は、菅谷字新山苗代 10 番 1 の一部 地目 田 面積 140 m²
自作 農地区分 2 種で、位置図は 3 ページに記載の箇所となっています。
転用事由は現状変更（盛土）に伴う搬入路で、権利内容は許可日から 6 か月の
賃貸借設定となっております。

申請については、後ほど報告第 1 号 番号 2 で報告しますが、隣接地において
農地の現状変更を行うにあたり、大型車による土砂搬入の際に方向転換所の確保
をする必要があるため最小面積を使用し鉄板敷を行うものです。

審査基準については、周辺の営農条件に悪影響をあたえないこと及び一時転用
のためその後確実に農地に戻すことから、基準を満たしております。

議 長 　次に、現地確認等の結果について、
2 ページ番号 1 の現地在菅谷地区になりますので 8 番 小幡 康子 委員から
補足説明願います。

2 ページ番号 1
8 番 小幡 康子 委員 　現地を確認した結果、水田の一部に鉄板を敷いて仮
設道路を作るようだった。また、貸主にはしっかりと説明がなされていたので特に問題はないと思
われる。

議 長 　事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

議 長 　質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り
許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 日程第3 「議案第2号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

なお、13ページ番号5につきましては、4番 伊藤 英樹 委員が関係する事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、退席していただきますので御了承願います。

議 長 事務局から4ページ番号1、6ページ番号2、9ページ番号3及び11ページ番号4について内容の説明をお願いします。

事務局 4ページ番号1の内容は、

申請地は、加瀬字新柚ノ木34番1 外4筆 面積合計3,247㎡、
位置図は5ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和4年5月1日から令和6年4月30日まで、借賃は玄米年120kg、年末持参払いとなっております。

6ページ番号2の内容は、

申請地は、神谷沢字新宮本31番 外4筆 面積合計5,279㎡、
位置図は7ページ、8ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の更新で、期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日まで、借賃は年52,790円、指定日までに口座振込払いとなっております。

9ページ番号3の内容は、

申請地は、神谷沢字新日向前36番 外1筆 面積合計2,049㎡、
位置図は10ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和4年5月1日から令和7年4月30日まで、借賃は年20,490円、指定日までに口座振込払いとなっております。

11ページ番号4の内容は、

申請地は、菅谷字新洞風74番 面積998㎡、位置図は12ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和4年5月1日から令和7年4月30日まで、借賃は玄米年10アール当たり30kg、年末持参払いとなっております。

番号1から番号4の、いずれも審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

議長 現地確認等の結果について、

4ページ番号1の現地及び借人が野中地区になりますので6番 小林 寅雄 委員、6ページ番号2及び9ページ番号3の現地が神谷沢地区になりますので10番 庄司 安伸 委員、11ページ番号4は現地及び借人が菅谷地区になりますので8番 小幡 康子 委員から補足説明願います。

4ページ番号1

6番 小林 寅雄 委員 借人は実際に水稻を作付けしており、耕作している実績があるため、特に問題はないと思われる。

6ページ番号2及び9ページ番号3

10番 庄司 安伸 委員 借人は実際に水稻を作付けしており、適正に管理されているため、特に問題はないと思われる。

11ページ番号4

8番 小幡 康子 委員 借人は水稻作付けに必要な農業機械を所有しており、特に問題はないと思われる。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手を願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議長 次に13ページ番号5の議案に入りますが、ここで4番 伊藤 英樹 委員が関係する事案になりますので、4番 伊藤 英樹 委員は退席願います。

(4番 伊藤 英樹 委員 退席)

それでは、事務局から13ページ番号5の内容の説明をお願いします。

事務局 13 ページ番号5の内容は

申請地は、加瀬字男鹿島台5番1の一部 面積454㎡、位置図は14ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日まで、借賃は年1,000円、年末持参払いとなっております。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

議長 次に、現地確認等の結果について、

13 ページ番号5の借人が町加瀬地区になりますので、12番 鈴木 政夫委員から補足説明願います。

13 ページ番号5

12番 鈴木 政夫 委員 借人は営農活動をしており、また周辺は借人が所有する土地であるため特に問題はないと思われる。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議長 審議が終了しましたので、4番 伊藤 英樹 委員の入室を許可します。

(4番 伊藤 英樹 委員 入室)

議長 日程第4 「報告第1号 農地転用許可を伴わない現状変更届について」を議題とします。

議長 事務局から15 ページ番号1及び17 ページ番号2の内容の説明をお願いします。

事務局 15 ページ番号1の内容は、

届出地は、利府町沢乙字高島前20番1 外1筆 地目 田

面積合計2, 881㎡で、位置図は16ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、約1.5mの盛土によりかさ上げし、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和4年2月7日から令和4年3月31日までとなっています。

被害防除として、用地境界より30cm離して保全区域を確保し、盛土の法面勾配は1割5分で均等に転圧施工しております。

また、審査基準については、作土は30センチメートル以上であること。道路及び水路に接する場合は、現状を確保していること。市街化調整区域内の農地であり、届出書の法定記載事項が記載されており、さらに隣接農地の同意も得られており、添付書類が揃っておりますので、内容を審査の上、受理しています。

17ページ番号2の内容は、

届出地は 利府町沢乙字山岸前64番1 地目 田 面積2, 847㎡で、位置図は18ページに記載の箇所となっています。

届出の内容ですが、隣接道路と同様の高さに合わせ約1.5mの盛土を行い、畑として野菜などを栽培する計画となっており、造成期間は令和4年5月20日から令和4年11月19日までとなっています。

被害防除として、用地境界より1m離して保全区域を確保し、盛土の法面勾配は1割5分で均等に転圧施工することとしております。

また、審査基準については、作土は30センチメートル以上であること。道路及び水路に接する場合は、現状を確保していること。市街化調整区域内の農地であり、届出書の法定記載事項が記載されており、さらに隣接農地の同意も得られており、添付書類が揃っておりますので、内容を審査の上、受理しています。

なお、本件については、先ほど資料2ページの議案第1号 番号1「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」で議決いただきました件の関連でございます。

議長 現地確認等の結果について、

15ページ番号及び17ページ番号2の現地が沢乙地区になりますので2番 鈴木 幸雄 職務代理から補足説明願います。

15ページ番号1

2番 鈴木 幸雄 職務代理 届出者は畑としての利用を望んでおり、この先もしっかりと耕作していくことを確認しているため特に問題はないと思われる。

17ページ番号2

2番 鈴木 幸雄 職務代理 届出者は盛り土後にビニールハウスを建てて畑として利用するという事だったため特に問題は

ないと思われる。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

議 長 質問、意見等ございませんか。ご質問・ご意見等がないようです。
報告案件でございますので、了承いただきます。

議 長 日程第5 「報告第2号 非農地証明願について」を議題とします。

議 長 事務局から19ページ番号1について内容の説明をお願いします。

事務局 19ページ番号1の内容は、

届出地は利府町加瀬字新前谷地112番 地目は田、面積181㎡ で、
位置図につきましては20ページに記載しております。

届出地は、平成11年頃に店舗が建設され、現況が宅地となってから20年以上経過し、現状回復は困難で農地として利用される可能性がないと判断されます。
また、添付書類等が具備しておりましたので、受理しております。

議 長 次に、現地確認等の結果について、19ページ番号1の現地が町加瀬地区になりますので4番 伊藤 英樹 委員から補足説明願います。

19ページ番号1

4番 伊藤 英樹 委員 現地を確認した結果、20年以上前から商業施設
として利用されており、農地への現状復旧は困難
である。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

議 長 質問、意見等ございませんか。ご質問・ご意見等がないようです。
報告案件でございますので、了承いただきます。

議 長 次に、その他に移った。

議 長 (1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

議 長 2ページ番号1については、8番 小幡 康子 委員、15ページ番号1及び

17ページ番号2については、2番 鈴木 幸雄 職務代理にそれぞれ履行確認を割り当てます。

次に、21ページから25ページまでの、転用事業の履行確認の状況について委員より、報告願います。

5番	郷家	百合子	委員	979番	初期確認報告
7番	桂嶋	賢一	委員	1028番	完了確認報告
10番	庄司	安伸	委員	1041番	完了確認報告
13番	鈴木	ハマ子	委員	959, 1022, 1047, 1049番	初期確認報告

議長 他にございませんか。なければ、履行確認についてを終了します。

議長 次に(2) 次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局長 次回の総会の日程につきましては、令和4年5月25日(水)午後2時から役場2階の第2、第3会議室で開催となりますのでよろしくお願いします。

議長 次回の総会の日程につきましては、令和4年5月25日(水)午後2時から役場2階の第2、第3会議室で開催いたしますので、御参集願います。

議長 他に委員の皆さんから意見などございませんか。

議長 他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局長 ありがとうございました。

局長 以上をもちまして、第1回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和4年5月25日

4 番委員

伊藤 英樹 

5 番委員

郷家 百合子 

